明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三〇）　一
〔規　則〕
○指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委一二）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、司法書士名簿登録等、弁理士登録、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

府令

○内閣府令第三十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十四条の六並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第三項及び第四項並びに第三十五条第三項第一号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。